

令和 6 年 3 月 1 日

議 案 参 考 資 料

3 月 定 例 会 議

常 総 市



## ◎議案第 1 1 4 号 常総市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務に関して標準とすべき手数料額を定める「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が昨年 1 2 月に改正され、戸籍法の改正を踏まえた所要の規定の整備が行われたことから、本市において同法の規定に基づき新たに実施する事務について、手数料を徴収すべき事項に加えるとともに、政令と同様の手数料額を定める等の改正を行うものです。

戸籍法の改正により新たに実施する事務といたしまして、法務省の戸籍情報を連携するシステムを利用した戸籍謄本等の広域交付や戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行などがございます。

まず、広域交付につきましては、これまで本籍地に限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村においても可能となります。

次に、戸籍電子証明書提供用識別符号や除籍電子証明書提供用識別符号を発行いたします。これらの符号は、他の行政機関への行政手続の際に当該行政機関に提供することにより当該行政機関の職員が行政手続に関する戸籍電子証明書や除籍電子証明書を確認できるようになり、手続時の戸籍証明書等の添付が不要となり、負担軽減が図られることとなります。

更に、届書等情報内容証明書の交付等を開始いたします。今後は、戸籍届書に記載された情報に関する証明書の交付及び届書情報の閲覧を受理地又は本籍地で取り扱うこととなります。

それぞれの事務に必要な手数料は、次の表のとおりとなります。

〔手数料一覧〕

手数料を徴収する事項	手数料の金額	
広域交付戸籍証明書等	1 通につき	4 5 0 円
戸籍電子証明書提供用識別符号	1 件につき	4 0 0 円
広域交付除籍証明書等	1 通につき	7 5 0 円
除籍電子証明書提供用識別符号	1 件につき	7 0 0 円
届書等情報内容証明書	1 通につき	3 5 0 円
上質紙を用いた届書等情報内容証明書	1 通につき	1, 4 0 0 円
届書等情報内容の閲覧	1 件につき	3 5 0 円

なお、次の場合には戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る手

数料は、無料となります。

マイナポータルを使用する方法による請求・発行
------------------------

当該請求に係る戸籍（除籍）電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍（除籍）謄本等の請求をする場合
---

改正の概要は以上となりますが、いずれも「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に準じたものとなっております。

なお、政令において、戸籍法に基づく事務に係る規定の施行日は令和6年3月1日とされていることから、この条例の施行日は同様といたしたく、本日の会議での採決をお願いするものであります。

○常総市手数料条例

平成 1 2 年 3 月 2 7 日  
条例第 2 1 号

水海道市手数料条例（昭和 4 9 年水海道市条例第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料を徴収すべき事項及び金額等）

第 2 条 手数料を徴収すべき事項及びその金額は、別表のとおりとする。

第 3 条 奥書、認証等いかなる名義であっても文書で事実を認証するものは、証明とみなし、手数料を徴収する。

（公文書等の閲覧及び諸証明の制限）

第 4 条 公簿、公文書及び図面の閲覧並びに諸証明は、市長において公衆の閲覧に供しても支障のないものでなければならない。

（納付方法）

第 5 条 手数料は、申請の際納付しなければならない。

2 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しがあっても、これを還付しない。

（手数料の免除）

第 6 条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成 2 5 年法律第 2 9 号）第 1 条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。）と契約した民間事業者が設置する端末機であって、本市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。以下同じ。）により交付する場合は、この限りでない。

(1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの又は無料で取扱いをすることができるもの

(2) 本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの

(3) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の適用を受けている者から請求があったとき。

(4) 官公署から請求があったとき。

(5) 公用で使用するとき。

(6) 政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 6 条の規定による届出を

経た政党、協会その他の団体が貼り紙、貼り札、立看板又は広告旗を表示するため許可申請をしたとき。

(7) 前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたもの

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の水海道市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

中略

附 則 (令和4年条例第25号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表（第 2 条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
自動車の臨時運行の許可	1 両につき 7 5 0 円
住宅用家屋の証明	1 件につき 1, 3 0 0 円
戸籍の謄本又は抄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1 通につき 4 5 0 円（多機能端末機による交付の場合にあっては、3 5 0 円）
除かれた戸籍の謄本又は抄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1 通につき 7 5 0 円
戸籍に記載した事項に関する証明	1 件につき 3 5 0 円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1 件につき 4 5 0 円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	<p>1 件につき 4 0 0 円（次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、無料）</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 1 2 年自治省令第 5 号）第 1 条の 2 に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）による請求により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合における当該発行</p> <p>(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行</p>
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき 7 0 0 円（次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、無料）

	<p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法による請求により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合における当該発行</u></p> <p>(2) <u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行</u></p>
<p>届出若しくは申請の受理<del>又は</del>  <u>若しくは届書その他の書類の記載事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付</u></p>	<p>1 通につき 3 5 0 円</p>
<p>上質紙を用いた婚姻，離婚，養子縁組，養子離縁<del>又は認知</del>  <u>の届出証明書若しくは認知の届出証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付</u></p>	<p>1 通につき 1, 4 0 0 円</p>
<p>届出その他の書類の閲覧<del>又は</del>  <u>届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u></p>	<p>1 件につき 3 5 0 円</p>
<p>鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付</p>	<p>1 通につき 3, 4 0 0 円</p>



◎議案第 1 1 5 号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

この条例は、令和 5 年 8 月 7 日の人事院勧告に準拠した一般職の職員の給与改定を行うほか、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る改正及び給与改定の取扱いの見直しに係る改正等を行うものです。

まず、一般職の職員の給与改定について、ご説明いたします。

今回の人事院勧告では、月例給を平均 1. 1 パーセント、特別給を 0. 1 月分引き上げる内容となっていることから、これに準拠し、「常総市職員の給与に関する条例」を改正いたします。

月例給の引上げにつきまして、条例に定める給料表を改正し、高卒の新規採用職員で最大 1 万 2 千円、大卒程度の職員で最大 1 万 1 千円を引き上げるとともに、若年層を中心として、再任用職員までの全職員において 1 千円から 1 万 9 百円を引き上げることとし、これを令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用することといたします。

特別給の引上げにつきまして、令和 5 年度は、昨年 1 2 月に支給した期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0. 0 5 月分引き上げることとし、月例給の引上げと同様に年度当初に遡って適用することといたします。これにより年間で 0. 1 月分の引上げとなるものです。また、再任用職員にあつては、それぞれ 0. 0 2 5 月分の引上げとなり、年間で 0. 0 5 月分の引上げとなるもので、これにより令和 5 年度分の支給割合は、次の表のとおりとなります。

令和5年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間計
一般職員	6 月期	1. 20	1. 00	2. 20	4. 50
	12 月期	1. 25 (0. 05)	1. 05 (0. 05)	2. 30 (0. 10)	(0. 10)
特定幹部 職員	6 月期	1. 00	1. 20	2. 20	4. 50
	12 月期	1. 05 (0. 05)	1. 25 (0. 05)	2. 30 (0. 10)	(0. 10)
一般職員 (再任用)	6 月期	0. 675	0. 475	1. 150	2. 350
	12 月期	0. 700 (0. 025)	0. 500 (0. 025)	1. 200 (0. 05)	(0. 05)

( ) 内は改正前（令和5年4月1日時点）と改正後の比較

これら月例給及び特別給の引上げについては、年度当初に遡って適用することから、既に支給済みの給与と遡及適用により本来支給されるべき給与との差額が発生することとなります。この差額については、条例改正の議決を得た後に、対象となる職員に対し支給することとなります。

また、令和6年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合については、次の表のとおりとなります。

令和6年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間計
一般職員	6月期	1.225 (0.025)	1.025 (0.025)	2.250 (0.05)	4.50
	12月期	1.225 (▲0.025)	1.025 (▲0.025)	2.250 (▲0.05)	
特定幹部 職員	6月期	1.025 (0.025)	1.225 (0.025)	2.250 (0.05)	4.50
	12月期	1.025 (▲0.025)	1.225 (▲0.025)	2.250 (▲0.05)	
一般職員 (再任用)	6月期	0.6875 (0.0125)	0.4875 (0.0125)	1.175 (0.025)	2.350
	12月期	0.6875 (▲0.0125)	0.4875 (▲0.0125)	1.175 (▲0.025)	

( ) 内は改正前（令和6年4月1日時点）と改正後の比較

この表のとおり、令和6年度には、先に引き上げた令和5年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給割合を6月支給分及び12月支給分に按分することといたします。これによる年間の支給割合に増減はございません。

これらが一般職の職員の給与改定に係る改正となります。

次に、会計年度任用職員に係る改正について、給与改定の取扱いの見直しに係る改正、勤勉手当の支給に伴う改正の順にご説明いたします。

会計年度任用職員の給料月額は、「常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の規定により一般職の職員の給料表を用いて算定しておりますが、年度途中に、人事院勧告に準拠した当該給料表の改定を行う場合に

っては、一般職の職員が年度当初に遡って給料表改定の効力が生ずる旨の経過措置を、都度設けていることに対して、会計年度任用職員にあつては給料表改定が行われた月の翌月の勤務分から効力が生ずることとする特例規定が条例で設けられております。

今回、国における非常勤職員の給与改定の取扱いの見直しを受けて、会計年度任用職員に対する給与改定について、この特例規定を廃止し、一般職の職員と同様の例により取り扱うことといたします。

これにより、先ほどご説明いたしました一般職の職員の給与改定、給料表の引上げ及び期末手当の支給割合の引上げは、会計年度任用職員にあつても令和5年度当初に遡って適用されることとなります。

次に、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う改正についてご説明いたします。

これは、令和5年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正により令和6年度からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が法律上可能となったことに伴い、「常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を改正し、勤勉手当の支給に必要な規定の整備をするものとなります。

以上が今回の改正の主な内容となりますが、これらのほか「常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」及び「常総市職員の育児休業等に関する条例」においても、これらと同様の趣旨による改正を行うものとなります。

○常総市職員の給与に関する条例

昭和 32 年 10 月 1 日  
条例第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

（期末手当）

第 18 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 18 条の 3 まで及び附則第 22 項第 2 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第 18 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（第 22 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 120 を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下この項及び第 19 条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 100 を乗じて得た額）、12 月に支給する場合においては 100 分の 125（特定幹部職員にあつては、100 分の 105）を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- (4) 3 か月未満 100 分の 30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」と、「~~100 分の 100~~、100 分の 100」とあるのは「~~100 分の 57.5~~、100 分の 57.

5と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

- 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。
- 6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 中略

#### （勤勉手当）

第 19 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この項から第 3 項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 100（特定幹部職員にあっては、100 分の 120）、12 月に支給する場合においては 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間

勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)、12月に支給する場合においては100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第19条第1項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

#### 中略

(市規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

#### 中略

附 則 (令和4年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第18号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条(常総市職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「給与条例」という。))第19条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)

の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第 3 条（常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。）第 1 条及び第 8 条第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。）の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第 3 条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（令和 4 年条例第 21 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条から第 8 条までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第 3 条の規定による改正後の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の常総市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第 3 条の規定による改正前の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。



別表第 1 略

別表第 2 (第 5 条関係)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円
		<del>150,100</del>	<del>198,500</del>	<del>234,400</del>	<del>266,000</del>	<del>290,700</del>	<del>319,200</del>	<del>362,900</del>
	2	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>	<u>240,900</u>	<u>271,600</u>	<u>295,400</u>	<u>323,100</u>	<u>365,500</u>
		<del>151,200</del>	<del>200,300</del>	<del>236,000</del>	<del>267,700</del>	<del>292,900</del>	<del>321,400</del>	<del>365,500</del>
	3	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>	<u>242,400</u>	<u>273,200</u>	<u>297,500</u>	<u>325,300</u>	<u>368,100</u>
		<del>152,400</del>	<del>202,100</del>	<del>237,500</del>	<del>269,200</del>	<del>295,000</del>	<del>323,700</del>	<del>367,900</del>
	4	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>299,500</u>	<u>327,500</u>	<u>370,500</u>
		<del>153,500</del>	<del>203,900</del>	<del>239,000</del>	<del>271,000</del>	<del>297,000</del>	<del>325,900</del>	<del>370,500</del>
	5	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>301,400</u>	<u>329,500</u>	<u>372,900</u>
		<del>154,600</del>	<del>205,400</del>	<del>240,300</del>	<del>272,700</del>	<del>298,800</del>	<del>328,100</del>	<del>372,400</del>
	6	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>	<u>374,800</u>
		<del>155,700</del>	<del>207,200</del>	<del>241,900</del>	<del>274,500</del>	<del>300,800</del>	<del>330,100</del>	<del>374,900</del>
	7	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>	<u>377,300</u>
		<del>156,800</del>	<del>209,000</del>	<del>243,400</del>	<del>276,300</del>	<del>302,600</del>	<del>332,300</del>	<del>377,200</del>
	8	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>	<u>379,600</u>
		<del>157,900</del>	<del>210,800</del>	<del>244,900</del>	<del>278,300</del>	<del>304,200</del>	<del>334,500</del>	<del>379,700</del>
	9	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>	<u>382,100</u>
		<del>158,900</del>	<del>212,400</del>	<del>246,000</del>	<del>280,200</del>	<del>306,100</del>	<del>336,400</del>	<del>382,100</del>
	10	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>	<u>384,500</u>
		<del>160,300</del>	<del>214,200</del>	<del>247,500</del>	<del>282,200</del>	<del>308,400</del>	<del>338,600</del>	<del>384,800</del>
	11	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>	<u>387,100</u>
		<del>161,600</del>	<del>216,000</del>	<del>249,000</del>	<del>284,100</del>	<del>310,600</del>	<del>340,600</del>	<del>387,400</del>
	12	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>	<u>389,700</u>
		<del>162,900</del>	<del>217,800</del>	<del>250,300</del>	<del>286,000</del>	<del>312,900</del>	<del>342,800</del>	<del>390,100</del>
13	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>	<u>392,300</u>	
	<del>164,100</del>	<del>219,200</del>	<del>251,800</del>	<del>287,900</del>	<del>315,000</del>	<del>344,600</del>	<del>392,500</del>	

議案第 1 1 5 号 (第 1 条) 関係

	<u>176, 100</u>	<u>226, 800</u>	<u>257, 500</u>	<u>292, 100</u>	<u>318, 200</u>	<u>347, 000</u>	<u>394, 600</u>
14	<del>165, 600</del>	<del>221, 000</del>	<del>253, 000</del>	<del>289, 700</del>	<del>317, 100</del>	<del>346, 600</del>	<del>394, 800</del>
	<u>177, 600</u>	<u>228, 200</u>	<u>258, 700</u>	<u>293, 700</u>	<u>320, 200</u>	<u>349, 000</u>	<u>396, 900</u>
15	<del>167, 100</del>	<del>222, 700</del>	<del>254, 300</del>	<del>291, 200</del>	<del>319, 300</del>	<del>348, 600</del>	<del>397, 000</del>
	<u>179, 100</u>	<u>229, 600</u>	<u>259, 900</u>	<u>295, 100</u>	<u>322, 100</u>	<u>350, 900</u>	<u>399, 100</u>
16	<del>168, 700</del>	<del>224, 500</del>	<del>255, 500</del>	<del>292, 600</del>	<del>321, 400</del>	<del>350, 600</del>	<del>399, 400</del>
	<u>180, 700</u>	<u>231, 000</u>	<u>261, 100</u>	<u>296, 500</u>	<u>324, 000</u>	<u>352, 800</u>	<u>401, 400</u>
17	<del>169, 800</del>	<del>226, 100</del>	<del>256, 800</del>	<del>294, 400</del>	<del>323, 300</del>	<del>352, 300</del>	<del>401, 200</del>
	<u>181, 800</u>	<u>232, 400</u>	<u>262, 300</u>	<u>298, 000</u>	<u>325, 900</u>	<u>354, 500</u>	<u>403, 200</u>
18	<del>171, 200</del>	<del>227, 800</del>	<del>258, 200</del>	<del>296, 400</del>	<del>325, 300</del>	<del>354, 300</del>	<del>403, 200</del>
	<u>183, 200</u>	<u>234, 000</u>	<u>263, 600</u>	<u>300, 000</u>	<u>327, 900</u>	<u>356, 500</u>	<u>405, 100</u>
19	<del>172, 600</del>	<del>229, 400</del>	<del>259, 600</del>	<del>298, 500</del>	<del>327, 300</del>	<del>356, 100</del>	<del>405, 100</del>
	<u>184, 600</u>	<u>235, 500</u>	<u>264, 900</u>	<u>302, 000</u>	<u>329, 800</u>	<u>358, 300</u>	<u>407, 000</u>
20	<del>174, 000</del>	<del>230, 900</del>	<del>261, 100</del>	<del>300, 500</del>	<del>329, 300</del>	<del>358, 000</del>	<del>406, 900</del>
	<u>186, 000</u>	<u>236, 900</u>	<u>266, 200</u>	<u>303, 800</u>	<u>331, 700</u>	<u>360, 200</u>	<u>408, 800</u>
21	<del>175, 300</del>	<del>232, 200</del>	<del>262, 700</del>	<del>302, 400</del>	<del>331, 000</del>	<del>359, 900</del>	<del>408, 800</del>
	<u>187, 300</u>	<u>238, 100</u>	<u>267, 600</u>	<u>305, 500</u>	<u>333, 400</u>	<u>362, 100</u>	<u>410, 600</u>
22	<del>177, 800</del>	<del>233, 800</del>	<del>264, 400</del>	<del>304, 500</del>	<del>333, 100</del>	<del>361, 800</del>	<del>410, 600</del>
	<u>189, 600</u>	<u>239, 700</u>	<u>269, 100</u>	<u>307, 400</u>	<u>335, 400</u>	<u>364, 000</u>	<u>412, 400</u>
23	<del>180, 300</del>	<del>235, 400</del>	<del>266, 000</del>	<del>306, 500</del>	<del>335, 100</del>	<del>363, 800</del>	<del>412, 400</del>
	<u>191, 800</u>	<u>241, 200</u>	<u>270, 700</u>	<u>309, 300</u>	<u>337, 400</u>	<u>365, 900</u>	<u>414, 200</u>
24	<del>182, 800</del>	<del>236, 900</del>	<del>267, 600</del>	<del>308, 600</del>	<del>337, 200</del>	<del>365, 700</del>	<del>414, 300</del>
	<u>194, 000</u>	<u>242, 600</u>	<u>272, 200</u>	<u>311, 100</u>	<u>339, 300</u>	<u>367, 800</u>	<u>416, 000</u>
25	<del>185, 200</del>	<del>237, 900</del>	<del>269, 400</del>	<del>310, 300</del>	<del>338, 600</del>	<del>367, 700</del>	<del>416, 100</del>
	<u>196, 200</u>	<u>243, 600</u>	<u>273, 800</u>	<u>312, 800</u>	<u>340, 700</u>	<u>369, 700</u>	<u>417, 600</u>
26	<del>186, 900</del>	<del>239, 400</del>	<del>271, 200</del>	<del>312, 400</del>	<del>340, 500</del>	<del>369, 600</del>	<del>417, 600</del>
	<u>197, 900</u>	<u>245, 100</u>	<u>275, 500</u>	<u>314, 800</u>	<u>342, 600</u>	<u>371, 600</u>	<u>419, 100</u>
27	<del>188, 500</del>	<del>240, 700</del>	<del>272, 900</del>	<del>314, 400</del>	<del>342, 400</del>	<del>371, 600</del>	<del>419, 100</del>
	<u>199, 400</u>	<u>246, 400</u>	<u>277, 100</u>	<u>316, 800</u>	<u>344, 500</u>	<u>373, 500</u>	<u>420, 600</u>
28	<del>190, 200</del>	<del>241, 900</del>	<del>274, 600</del>	<del>316, 400</del>	<del>344, 300</del>	<del>373, 600</del>	<del>420, 700</del>
	<u>200, 900</u>	<u>247, 600</u>	<u>278, 700</u>	<u>318, 700</u>	<u>346, 400</u>	<u>375, 400</u>	<u>422, 100</u>
29	<del>191, 700</del>	<del>243, 100</del>	<del>276, 200</del>	<del>318, 100</del>	<del>345, 900</del>	<del>375, 100</del>	<del>422, 300</del>
	<u>202, 400</u>	<u>248, 700</u>	<u>280, 300</u>	<u>320, 400</u>	<u>348, 000</u>	<u>376, 900</u>	<u>423, 600</u>

議案第 1 1 5 号 (第 1 条) 関係

30	<del>193,400</del>	<del>244,100</del>	<del>277,900</del>	<del>320,100</del>	<del>347,800</del>	<del>376,900</del>	<del>423,600</del>
	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
31	<del>195,200</del>	<del>245,100</del>	<del>279,700</del>	<del>322,200</del>	<del>349,700</del>	<del>378,700</del>	<del>424,900</del>
	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>
32	<del>196,900</del>	<del>246,100</del>	<del>281,200</del>	<del>324,300</del>	<del>351,500</del>	<del>380,300</del>	<del>426,100</del>
	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>
33	<del>198,500</del>	<del>247,200</del>	<del>282,400</del>	<del>325,500</del>	<del>353,400</del>	<del>382,100</del>	<del>427,300</del>
	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>
34	<del>199,900</del>	<del>248,100</del>	<del>284,100</del>	<del>327,500</del>	<del>355,200</del>	<del>383,500</del>	<del>428,600</del>
	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>
35	<del>201,400</del>	<del>249,000</del>	<del>285,700</del>	<del>329,400</del>	<del>357,000</del>	<del>385,000</del>	<del>429,900</del>
	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>
36	<del>202,900</del>	<del>250,000</del>	<del>287,400</del>	<del>331,500</del>	<del>358,700</del>	<del>386,600</del>	<del>431,100</del>
	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>
37	<del>204,200</del>	<del>250,900</del>	<del>289,000</del>	<del>333,400</del>	<del>360,100</del>	<del>388,000</del>	<del>432,300</del>
	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>
38	<del>205,500</del>	<del>252,200</del>	<del>290,700</del>	<del>335,300</del>	<del>361,400</del>	<del>389,200</del>	<del>433,100</del>
	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>
39	<del>206,700</del>	<del>253,400</del>	<del>292,500</del>	<del>337,300</del>	<del>362,800</del>	<del>390,400</del>	<del>433,900</del>
	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>
40	<del>208,000</del>	<del>254,700</del>	<del>294,300</del>	<del>339,200</del>	<del>364,200</del>	<del>391,500</del>	<del>434,700</del>
	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>
41	<del>209,300</del>	<del>256,000</del>	<del>295,800</del>	<del>341,100</del>	<del>365,500</del>	<del>392,600</del>	<del>435,300</del>
	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>
42	<del>210,600</del>	<del>257,400</del>	<del>297,500</del>	<del>343,000</del>	<del>366,400</del>	<del>393,800</del>	<del>436,000</del>
	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>
43	<del>211,900</del>	<del>258,600</del>	<del>299,000</del>	<del>344,800</del>	<del>367,500</del>	<del>395,000</del>	<del>436,700</del>
	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>
44	<del>213,200</del>	<del>259,800</del>	<del>300,600</del>	<del>346,700</del>	<del>368,600</del>	<del>396,100</del>	<del>437,400</del>
	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>
45	<del>214,300</del>	<del>260,900</del>	<del>302,200</del>	<del>348,200</del>	<del>369,400</del>	<del>396,800</del>	<del>438,200</del>
	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>
46	<del>215,600</del>	<del>262,100</del>	<del>303,900</del>	<del>349,600</del>	<del>370,300</del>	<del>397,500</del>	<del>439,000</del>

議案第 1 1 5 号 (第 1 条) 関係

	<u>222, 700</u>	<u>265, 800</u>	<u>306, 000</u>	<u>351, 300</u>	<u>371, 700</u>	<u>398, 700</u>	<u>440, 300</u>
47	<del>216, 900</del>	<del>263, 400</del>	<del>305, 500</del>	<del>351, 100</del>	<del>371, 200</del>	<del>398, 200</del>	<del>439, 400</del>
	<u>223, 600</u>	<u>266, 900</u>	<u>307, 600</u>	<u>352, 700</u>	<u>372, 600</u>	<u>399, 400</u>	<u>440, 700</u>
48	<del>218, 200</del>	<del>264, 500</del>	<del>307, 200</del>	<del>352, 600</del>	<del>372, 100</del>	<del>398, 900</del>	<del>440, 100</del>
	<u>224, 500</u>	<u>267, 900</u>	<u>309, 100</u>	<u>354, 200</u>	<u>373, 400</u>	<u>400, 100</u>	<u>441, 400</u>
49	<del>219, 200</del>	<del>265, 600</del>	<del>308, 100</del>	<del>354, 200</del>	<del>373, 000</del>	<del>399, 500</del>	<del>440, 600</del>
	<u>225, 400</u>	<u>268, 900</u>	<u>310, 000</u>	<u>355, 700</u>	<u>374, 200</u>	<u>400, 700</u>	<u>441, 900</u>
50	<del>220, 300</del>	<del>266, 600</del>	<del>309, 600</del>	<del>355, 000</del>	<del>373, 800</del>	<del>400, 100</del>	<del>441, 000</del>
	<u>226, 300</u>	<u>269, 900</u>	<u>311, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>375, 000</u>	<u>401, 300</u>	<u>442, 300</u>
51	<del>221, 300</del>	<del>267, 800</del>	<del>311, 100</del>	<del>356, 200</del>	<del>374, 600</del>	<del>400, 600</del>	<del>441, 400</del>
	<u>227, 200</u>	<u>270, 900</u>	<u>313, 000</u>	<u>357, 500</u>	<u>375, 800</u>	<u>401, 800</u>	<u>442, 700</u>
52	<del>222, 300</del>	<del>268, 900</del>	<del>312, 700</del>	<del>357, 200</del>	<del>375, 400</del>	<del>401, 000</del>	<del>441, 800</del>
	<u>228, 100</u>	<u>271, 800</u>	<u>314, 600</u>	<u>358, 500</u>	<u>376, 500</u>	<u>402, 200</u>	<u>443, 100</u>
53	<del>223, 300</del>	<del>269, 900</del>	<del>314, 300</del>	<del>358, 100</del>	<del>376, 100</del>	<del>401, 400</del>	<del>442, 200</del>
	<u>228, 900</u>	<u>272, 700</u>	<u>316, 200</u>	<u>359, 400</u>	<u>377, 200</u>	<u>402, 600</u>	<u>443, 500</u>
54	<del>224, 200</del>	<del>270, 900</del>	<del>315, 900</del>	<del>359, 200</del>	<del>376, 800</del>	<del>401, 700</del>	<del>442, 600</del>
	<u>229, 800</u>	<u>273, 600</u>	<u>317, 800</u>	<u>360, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>402, 900</u>	<u>443, 900</u>
55	<del>225, 100</del>	<del>272, 000</del>	<del>317, 500</del>	<del>360, 100</del>	<del>377, 500</del>	<del>402, 000</del>	<del>443, 000</del>
	<u>230, 700</u>	<u>274, 500</u>	<u>319, 300</u>	<u>361, 400</u>	<u>378, 600</u>	<u>403, 200</u>	<u>444, 300</u>
56	<del>226, 000</del>	<del>273, 100</del>	<del>319, 000</del>	<del>361, 200</del>	<del>378, 200</del>	<del>402, 300</del>	<del>443, 300</del>
	<u>231, 500</u>	<u>275, 400</u>	<u>320, 800</u>	<u>362, 400</u>	<u>379, 300</u>	<u>403, 500</u>	<u>444, 600</u>
57	<del>226, 300</del>	<del>274, 000</del>	<del>320, 500</del>	<del>362, 100</del>	<del>378, 700</del>	<del>402, 600</del>	<del>443, 600</del>
	<u>231, 800</u>	<u>276, 300</u>	<u>322, 200</u>	<u>363, 300</u>	<u>379, 800</u>	<u>403, 800</u>	<u>444, 900</u>
58	<del>227, 100</del>	<del>275, 000</del>	<del>321, 700</del>	<del>362, 800</del>	<del>379, 300</del>	<del>402, 900</del>	<del>444, 000</del>
	<u>232, 600</u>	<u>277, 200</u>	<u>323, 400</u>	<u>364, 000</u>	<u>380, 400</u>	<u>404, 100</u>	<u>445, 300</u>
59	<del>227, 800</del>	<del>275, 900</del>	<del>322, 900</del>	<del>363, 500</del>	<del>379, 900</del>	<del>403, 200</del>	<del>444, 300</del>
	<u>233, 300</u>	<u>278, 100</u>	<u>324, 500</u>	<u>364, 700</u>	<u>381, 000</u>	<u>404, 400</u>	<u>445, 600</u>
60	<del>228, 500</del>	<del>277, 000</del>	<del>324, 100</del>	<del>364, 200</del>	<del>380, 600</del>	<del>403, 500</del>	<del>444, 600</del>
	<u>233, 900</u>	<u>279, 000</u>	<u>325, 600</u>	<u>365, 300</u>	<u>381, 700</u>	<u>404, 700</u>	<u>445, 900</u>
61	<del>229, 200</del>	<del>278, 100</del>	<del>324, 800</del>	<del>364, 600</del>	<del>381, 000</del>	<del>403, 800</del>	<del>444, 900</del>
	<u>234, 500</u>	<u>280, 000</u>	<u>326, 300</u>	<u>365, 700</u>	<u>382, 100</u>	<u>405, 000</u>	<u>446, 200</u>
62	<del>230, 000</del>	<del>279, 100</del>	<del>325, 700</del>	<del>365, 200</del>	<del>381, 700</del>	<del>404, 100</del>	
	<u>235, 200</u>	<u>281, 000</u>	<u>327, 200</u>	<u>366, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>405, 300</u>	

63	<del>230,700</del>	<del>280,000</del>	<del>326,500</del>	<del>365,900</del>	<del>382,300</del>	<del>404,400</del>
	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>
64	<del>231,300</del>	<del>281,000</del>	<del>327,300</del>	<del>366,600</del>	<del>382,900</del>	<del>404,700</del>
	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>
65	<del>231,900</del>	<del>281,500</del>	<del>328,200</del>	<del>366,900</del>	<del>383,300</del>	<del>405,000</del>
	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>
66	<del>232,500</del>	<del>282,400</del>	<del>328,600</del>	<del>367,600</del>	<del>383,900</del>	<del>405,300</del>
	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>
67	<del>233,100</del>	<del>283,100</del>	<del>329,300</del>	<del>368,300</del>	<del>384,500</del>	<del>405,600</del>
	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>
68	<del>233,800</del>	<del>284,000</del>	<del>330,100</del>	<del>369,000</del>	<del>385,100</del>	<del>405,900</del>
	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>
69	<del>234,500</del>	<del>285,000</del>	<del>330,900</del>	<del>369,300</del>	<del>385,500</del>	<del>406,100</del>
	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>
70	<del>235,100</del>	<del>285,800</del>	<del>331,600</del>	<del>369,900</del>	<del>386,000</del>	<del>406,400</del>
	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>
71	<del>235,600</del>	<del>286,600</del>	<del>332,300</del>	<del>370,600</del>	<del>386,500</del>	<del>406,700</del>
	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>
72	<del>236,300</del>	<del>287,400</del>	<del>333,000</del>	<del>371,200</del>	<del>387,100</del>	<del>407,000</del>
	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>
73	<del>237,000</del>	<del>288,200</del>	<del>333,500</del>	<del>371,500</del>	<del>387,400</del>	<del>407,200</del>
	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>
74	<del>237,600</del>	<del>288,700</del>	<del>334,100</del>	<del>372,100</del>	<del>387,800</del>	<del>407,500</del>
	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>
75	<del>238,200</del>	<del>289,100</del>	<del>334,600</del>	<del>372,800</del>	<del>388,200</del>	<del>407,800</del>
	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>
76	<del>238,700</del>	<del>289,600</del>	<del>335,200</del>	<del>373,400</del>	<del>388,600</del>	<del>408,000</del>
	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>
77	<del>239,300</del>	<del>289,800</del>	<del>335,500</del>	<del>373,800</del>	<del>388,900</del>	<del>408,200</del>
	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>
78	<del>240,000</del>	<del>290,100</del>	<del>336,000</del>	<del>374,300</del>	<del>389,200</del>	<del>408,500</del>
	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>
79	<del>240,700</del>	<del>290,300</del>	<del>336,400</del>	<del>374,900</del>	<del>389,500</del>	<del>408,800</del>

	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>
80	<del>241,200</del>	<del>290,700</del>	<del>336,900</del>	<del>375,400</del>	<del>389,800</del>	<del>409,000</del>
	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>
81	<del>241,700</del>	<del>290,900</del>	<del>337,300</del>	<del>375,900</del>	<del>390,000</del>	<del>409,200</del>
	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>
82	<del>242,300</del>	<del>291,100</del>	<del>337,800</del>	<del>376,500</del>	<del>390,300</del>	<del>409,500</del>
	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>
83	<del>242,900</del>	<del>291,500</del>	<del>338,300</del>	<del>377,000</del>	<del>390,600</del>	<del>409,800</del>
	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>
84	<del>243,400</del>	<del>291,800</del>	<del>338,800</del>	<del>377,300</del>	<del>390,800</del>	<del>410,000</del>
	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>
85	<del>243,900</del>	<del>292,100</del>	<del>339,100</del>	<del>377,700</del>	<del>391,000</del>	<del>410,200</del>
	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>
86	<del>244,500</del>	<del>292,400</del>	<del>339,500</del>	<del>378,200</del>	<del>391,300</del>	
	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>	
87	<del>245,100</del>	<del>292,700</del>	<del>340,000</del>	<del>378,600</del>	<del>391,600</del>	
	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>	
88	<del>245,600</del>	<del>293,100</del>	<del>340,400</del>	<del>379,000</del>	<del>391,800</del>	
	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>	
89	<del>246,100</del>	<del>293,400</del>	<del>340,700</del>	<del>379,400</del>	<del>392,000</del>	
	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>	
90	<del>246,600</del>	<del>293,800</del>	<del>341,100</del>	<del>379,900</del>	<del>392,300</del>	
	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>	
91	<del>246,900</del>	<del>294,100</del>	<del>341,600</del>	<del>380,300</del>	<del>392,600</del>	
	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>	
92	<del>247,300</del>	<del>294,500</del>	<del>342,000</del>	<del>380,700</del>	<del>392,800</del>	
	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>	
93	<del>247,600</del>	<del>294,700</del>	<del>342,200</del>	<del>381,000</del>	<del>393,000</del>	
	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>	
94		<del>294,900</del>	<del>342,600</del>	<del>381,300</del>		
		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>	<u>382,300</u>		
95		<del>295,200</del>	<del>343,100</del>	<del>381,600</del>		
		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>	<u>382,600</u>		

96	<del>295,600</del>	<del>343,500</del>	<del>381,800</del>
	<u>296,600</u>	<u>344,500</u>	<u>382,800</u>
97	<del>295,800</del>	<del>343,700</del>	<del>382,000</del>
	<u>296,800</u>	<u>344,700</u>	<u>383,000</u>
98	<del>296,100</del>	<del>344,100</del>	<del>382,300</del>
	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>	<u>383,300</u>
99	<del>296,500</del>	<del>344,500</del>	<del>382,600</del>
	<u>297,500</u>	<u>345,500</u>	<u>383,600</u>
100	<del>296,900</del>	<del>344,800</del>	<del>382,800</del>
	<u>297,900</u>	<u>345,800</u>	<u>383,800</u>
101	<del>297,100</del>	<del>345,100</del>	<del>383,000</del>
	<u>298,100</u>	<u>346,100</u>	<u>384,000</u>
102	<del>297,400</del>	<del>345,500</del>	
	<u>298,400</u>	<u>346,500</u>	
103	<del>297,800</del>	<del>345,900</del>	
	<u>298,800</u>	<u>346,900</u>	
104	<del>298,100</del>	<del>346,300</del>	
	<u>299,100</u>	<u>347,300</u>	
105	<del>298,300</del>	<del>346,800</del>	
	<u>299,300</u>	<u>347,800</u>	
106	<del>298,600</del>	<del>347,200</del>	
	<u>299,600</u>	<u>348,200</u>	
107	<del>299,000</del>	<del>347,600</del>	
	<u>300,000</u>	<u>348,600</u>	
108	<del>299,300</del>	<del>348,000</del>	
	<u>300,300</u>	<u>349,000</u>	
109	<del>299,500</del>	<del>348,500</del>	
	<u>300,500</u>	<u>349,500</u>	
110	<del>299,900</del>	<del>348,900</del>	
	<u>300,900</u>	<u>349,900</u>	
111	<del>300,300</del>	<del>349,200</del>	
	<u>301,300</u>	<u>350,200</u>	
112	<del>300,600</del>	<del>349,500</del>	

議案第 1 1 5 号 (第 1 条) 関係

			<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
	113		<del>300,800</del>	<del>350,000</del>				
			<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
	114		<del>301,000</del>					
			<u>302,000</u>					
	115		<del>301,300</del>					
			<u>302,300</u>					
	116		<del>301,700</del>					
			<u>302,700</u>					
	117		<del>301,900</del>					
			<u>302,900</u>					
	118		<del>302,100</del>					
			<u>303,100</u>					
	119		<del>302,400</del>					
			<u>303,400</u>					
	120		<del>302,700</del>					
			<u>303,700</u>					
	121		<del>303,100</del>					
			<u>304,100</u>					
	122		<del>303,300</del>					
			<u>304,300</u>					
	123		<del>303,600</del>					
			<u>304,600</u>					
	124		<del>303,900</del>					
			<u>304,900</u>					
	125		<del>304,200</del>					
			<u>305,200</u>					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
		<del>187,700</del>	<del>215,200</del>	<del>255,200</del>	<del>274,600</del>	<del>289,700</del>	<del>315,100</del>	<del>356,800</del>
		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>



備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 2 1 条に規定する職員を除く。

○常総市職員の給与に関する条例

条文は、議案第 115 号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第 1 条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（公布日施行）のもの

昭和 32 年 10 月 1 日

条例第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

（期末手当）

第 18 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 18 条の 3 まで及び附則第 22 項第 2 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第 18 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（第 22 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、~~6 月に支給する場合においては 100 分の 120~~ 100 分の 122.5 を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。~~以下この項及び~~第 19 条において「特定幹部職員」という。）にあっては、~~100 分の 100~~、100 分の 102.5 を乗じて得た額）、~~12 月に支給する場合においては 100 分の 125~~（特定幹部職員にあっては、~~100 分の 105~~）を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- (4) 3 か月未満 100 分の 30

~~3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中~~

~~「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。~~

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

- 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。
- 6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 中略

#### （勤勉手当）

第 19 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この項から第 3 項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）におい

て受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、~~6月に支給する場合において~~  
~~は100分の100~~ 100分の102.5（特定幹部職員にあっては、~~100~~  
~~分の120~~）、~~12月に支給する場合においては100分の105~~（特定  
 幹部職員にあっては、~~100分の125~~ 100分の122.5）を乗じて得  
 た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間  
 勤務職員の勤勉手当基礎額に、~~6月に支給する場合においては100分の4~~  
~~7.5~~ 100分の48.75（特定幹部職員にあっては、~~100分の57.~~  
~~5~~）、~~12月に支給する場合においては100分の50~~（特定幹部職員にあ  
 っては、~~100分の60~~ 100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべ  
 き給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除し  
 て得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この  
 場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「同  
 項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。こ  
 の場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」  
 と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定  
 する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」  
 と、「支給日」とあるのは「支給日（第19条第1項に規定する市規則で定め  
 る日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるもの  
 とする。

#### 中略

（市規則への委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 略

○常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

平成 28 年 3 月 17 日

条例第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

（給与に関する特例）

第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<del>376,000</del> <u>380,000</u>
2	<del>422,000</del> <u>427,000</u>
3	<del>472,000</del> <u>477,000</u>
4	<del>533,000</del> <u>539,000</u>
5	<del>608,000</del> <u>615,000</u>

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

（給与条例の適用除外等）

第 8 条 常総市職員の給与に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 4 条から第 6 条まで、第 9 条から第 11 条の 3 まで、第 13 条から第 15 条まで及び第 19 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項及び第 18 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 28 年常総市条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、給与条例第 6 条の 2 第 1 項中「前条

第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。)が」と、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

**【第4条による改正(令和6年4月1日施行分)】**

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第6条の2第1項、第17条の2第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成28年常総市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第6条の2第1項中「前条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。)が」と、給与条例第18条第2項中「~~100分の120~~とあるのは「~~100分の165~~」と、「100分の125」とあるのは「100分の122.5」と、~~「100分の175」~~「100分の170」とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中略

附 則 (令和2年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第18号) 抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 号） 抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条から第 8 条までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年 1 2 月 1 6 日

条例第 1 8 号

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (第 4 条—第 1 9 条)

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与 (第 2 0 条—第 2 9 条)

第 4 章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償 (第 3 0 条・第 3 1 条)

第 5 章 雑則 (第 3 2 条—~~第 3 5 条~~[第 3 6 条](#))

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。) 第 2 4 条第 5 項並びに地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 0 3 条の 2 第 5 項及び第 2 0 4 条第 3 項の規定に基づき、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 (以下「会計年度任用職員」という。) の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム会計年度任用職員 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。

(2) パートタイム会計年度任用職員 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第 3 条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。



## 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与

### (給料)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、常総市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 5 条第 1 項の規定を準用する。

~~—(給料表改定の効力発生時期の特例)—~~

~~第 5 条 前条の規定により給与条例第 5 条 1 項の規定を準用する場合において、同項に規定する行政職給料表（以下「給料表」という。）の改定が行われるときにおけるフルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、  
当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する月の翌月の初日（当該条例の施行の日が月の初日であるときは、その日）から生ずるものとする。~~

### 第 5 条 削除

#### (職務の級)

第 6 条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを第 4 条において準用する給与条例第 5 条第 1 項に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとして、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第 1 6 条第 2 項を除き、以下同じ。）が決定する。

中略

#### (特殊勤務手当)

第 1 7 条 給与条例第 2 4 条第 1 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、常総市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 0 年水海道市条例第 9 号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

中略

#### (特殊勤務に係る報酬)

第 2 1 条 特殊勤務手当条例第 3 条から第 1 2 条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例

により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

中略

(休職者の給与)

第 3 4 条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(給与改定の実施時期等の取扱い)

第 3 5 条 この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例（これに基づく規則を含む。次項において同じ。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前項の規定によることができない場合又は同項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(委任)

~~第 3 5 条~~ 第 3 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(地域手当に関する特例措置)

2 当分の間、第 9 条の規定にかかわらず、地域手当は、支給しない。

附 則 (令和 6 年条例第 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条から第 8 条までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第 3 条の規定による改正後の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の常総市職員の給与に関する条例の規定に基づいて

支給された給与又は第 3 条の規定による改正前の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表 略

○常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年 12 月 16 日

条例第 18 号

目次 略

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第 3 条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、常総市職員の給与に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 5 条—第 15 条 略

（期末手当）

第 16 条 給与条例第 18 条から第 18 条の 3 までの規定は、任期が 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が 6 箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 箇月以上に至った場合至ったとき（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）を同じくするときに場合に限る。次項、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条第 2 項及び第 3 項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 箇月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤勉手当）

第 16 条の 2 給与条例第 19 条の規定は、任期が 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が 6 箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 箇月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第 17 条—第 19 条 略

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第 20 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当た

りの勤務時間を常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年水海道市条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。
- 4 前 3 項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 4 条から第 6 条までの規定を適用して得た額とする。

#### 第 2 1 条—第 2 5 条 略

（期末手当）

第 2 6 条 給与条例第 1 8 条から第 1 8 条の 3 までの規定は、任期が 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 1 8 条第 4 項中「それぞれのそれぞれの基準日現在（退職し、~~若しくは失職し~~、又は死亡した職員にあっては、退職し、~~若しくは失職し~~、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にある場合は、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、~~若しくは失職し~~、又は死亡した職員にあっては、退職し、~~若しくは失職し~~、又は死亡した日）以前 6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の ~~1 月~~ 1 箇月 当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が 6 箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤勉手当）

第26条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第27条—第34条 略

（給与改定の実施時期等の取扱い）

第35条 この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例（これに基づく規則を含む。次項において同じ。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 2 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前項の規定によることができない場合又は同項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例措置)

2 当分の間、第9条の規定にかかわらず、地域手当は、支給しない。

附 則 (令和6年条例第 号) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表 略



○常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和 43 年 3 月 27 日

条例第 11 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第 2 条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

第 3 条—第 18 条 略

（会計年度任用企業職員の給与）

第 19 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員として任用される企業職員 報酬及び期末手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年常総市条例第 18 号）の規定を準用する。

（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第 20 条 第 5 条、第 5 条の 3 及び第 14 条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項若しくは第 22 条の 5 第 1 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第5条の2の規定にかかわらず、地域手当は、支給しない。

中略

附 則（令和4年条例第21号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第5条の3及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則（令和6年条例第 号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

○常総市職員の育児休業等に関する条例

平成 4 年 3 月 2 6 日  
条例第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項（育児休業法第 1 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 1 4 条（育児休業法第 1 7 条において準用する場合を含む。）、第 1 7 条、第 1 8 条第 3 項並びに第 1 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条—第 6 条 略

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第 7 条 常総市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 1 8 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（市規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第 1 9 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（~~地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。~~）のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第 8 条 育児休業をした職員（会計年度任用職員地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 1 0 0 分の 1 0 0 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第 9 条—第 2 1 条 略

（市規則への委任）

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止）

2 水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和 5 1 年水海道市条例第 1 3 号）は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和 5 0 年法律第 6 2 号）に基づく育児休業の期間のうち、この条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱いについては、なお従前の例による。

中略

附 則（令和 4 年条例第 1 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 1 0 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年条例第 2 1 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（常総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 1 4 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 6 条の規定による改正後の常総市職員の育児休業等に関する条例第 1 6 条第 2 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

附 則（令和 6 年条例第 号） 抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条から第 8 条までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

◎議案第 1 1 6 号 常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、令和 5 年 8 月 7 日に人事院から公務員給与の改定が勧告されたことを受け、一般職に属する職員に準じて、市長等特別職の期末手当の支給割合を改正するものです。

まず、令和 5 年度にあっては昨年 1 2 月に支給した期末手当を 0. 1 月分引き上げるもので、これを年度当初に遡って適用することといたします。

令和 5 年度	期別	期末手当	年間計
特別職	6 月期	1. 65	3. 40
	12 月期	1. 75 (0. 10)	(0. 10)

( ) 内は改正前（令和 5 年 4 月 1 日時点）と改正後の比較

次に、令和 6 年度には、先に引き上げた令和 5 年 1 2 月支給分の期末手当の支給割合を 6 月支給分及び 1 2 月支給分に按分することといたします。これによる年間の支給割合に増減はございません。

令和 6 年度	期別	期末手当	年間計
特別職	6 月期	1. 70 (0. 05)	3. 40
	12 月期	1. 70 (▲0. 05)	

( ) 内は改正前（令和 6 年 4 月 1 日時点）と改正後の比較

○常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

昭和 3 2 年 1 0 月 1 日

条例第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長に対する給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料月額)

第 3 条 給料月額の定額は、別表第 1 に掲げる額とする。

(通勤手当の額)

第 3 条の 2 通勤手当の額は、常総市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 1 1 条の 4 第 2 項の規定を準用して算出された額とする。

(期末手当の額)

第 4 条 期末手当の額は、給与条例第 1 8 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 5」と、「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 5」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

**【第 2 条関係（令和 6 年 4 月 1 日施行分）】**

(期末手当の額)

第 4 条 期末手当の額は、給与条例第 1 8 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第 2 項中「~~1 0 0 分の 1 2 0~~」とあるのは「~~1 0 0 分の 1 6 5~~」と、「1 0 0 分の 1 2 5 1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「~~1 0 0 分の 1 7 5~~ 1 0 0 分の 1 7 0」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは

「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(給与の支給条件等)

第4条の2 給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、給与条例第18条の3第1項、第2項、第5項、第6項及び第7項中「任命権者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(旅費の種類)

第5条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃等)

第6条 鉄道賃、船賃、航空賃、管内旅行の旅費、退職者等の旅費及び遺族の旅費の額は、常総市職員の旅費に関する条例（昭和32年水海道市条例第13号。以下「一般職旅費条例」という。）を準用して算出された額とする。ただし、外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）を準用して算出された額とする。

(車賃等)

第7条 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2の定額による。

2 外国旅行については、旅費法別表第2の1の表中、その他の者が受ける額と同一の額による。

(旅費の支給方法)

第8条 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。ただし、一般職旅費条例第16条ただし書の規定については、この限りでない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

中略

附 則（令和4年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第 号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。



◎議案第 1 1 7 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

この条例は、市税、保険料及び税外諸収入に係る督促手数料を廃止することに伴い、「常総市税条例」、「常総市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例」、「常総市介護保険条例」及び「常総市後期高齢者医療に関する条例」において、所要の改正を行うものです。

市の歳入については、法令の規定により納期限までに納付しない者には督促状を発しなけばならず、督促状を発したときは条例の定めるところにより督促手数料を徴収することができることとされており、市税条例のほかそれぞれの条例において督促手数料の額は1通につき100円と定めております。

督促状を発した場合において、納期限が到来した納付書は、金融機関の窓口において督促手数料の額を追記した上で収納しておりましたが、昨年4月から市税納付書への地方税統一QRコードの導入に伴い、金融機関において督促手数料の追記収納を廃止したことから、督促手数料の徴収漏れが発生しております。

収納できなかった督促手数料を徴収するためには、改めて督促手数料分の納付書を発行し、送付する等の対応が必要となり、そのための事務量が増加するとともに、事務経費が督促手数料額を上回ることから、費用対効果を鑑み、督促手数料を廃止することといたします。

この条例の施行日は令和6年4月1日とし、令和5年度以前の会計年度に属する市税、保険料及び税外諸収入に係る督促手数料については、従前のおり徴収する旨の経過措置を設けることといたします。

○常総市税条例

昭和33年10月11日

条例第13号

目次 略

第1章 総則

第1節 通則

（課税の根拠）

第1条 市税の税目，課税客体，課税標準，税率その他賦課徴収については，法令その他別に定めがあるもののほか，この条例の定めるところによる。

（用語）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。
- (2) 徴収金 市税並びにその~~督促手数料~~，延滞金，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で，市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びに納税すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。
- (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で，市が作成するものに，特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

（税目）

第3条 市税として課する普通税は，次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 特別土地保有税

第3条の2—第21条 略

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第22条 前条，第44条第2項，第49条第5項，第51条第2項，第53条第1項，第54条の12第2項，第74条第2項，第101条第5項，第104条第2項，第132条第2項及び第133条第2項の規定に定める延滞金の

額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

~~（督促手数料）~~

~~第23条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。~~

~~第24条 削除~~

第23条及び第24条 削除

第25条—第133条の7 略

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和33年度分の市税から適用する。

ただし、市民税の税率は昭和34年度から、木材引取税の税率は昭和33年7

第2条—第32条 略

中略

附 則（令和5年条例第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第83条第1号の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和5年7月1日

(2) 第35条の2第2項、第39条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第42条、第45条、第48条、第48条の2及び第48条の6の改正規定並びに附則第12条の4第4項及び第13条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第37条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の常総市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の常総市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき常総市税

条例第37条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第83条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第13条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第12条の4第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度以前の会計年度に属する市の歳入に係る督促手数料は、第1条の規定による改正後の常総市税条例、第2条の規定による改正後の常総市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例、第3条の規定による改正後の常総市介護保険条例及び第4条の規定による改正後の常総市後期高齢者医療に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○~~常総市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例~~常総市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例

昭和 2 9 年 1 0 月 4 日

条例第 1 8 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 3 1 条の 3 第 2 項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入（以下「税外諸収入金」という。）に係る~~督促手数料督促~~及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（督促状の発付期限）

第 2 条 法第 2 3 1 条の 3 第 1 項の規定による督促は、市長又は市長の委任を受けた職員が、督促状により納期限後 2 0 日以内に期限を指定して行わなければならない。

~~（督促手数料）~~

~~第 3 条 督促手数料は、1 通につき 1 0 0 円とする。~~

第 3 条 削除

（延滞金）

第 4 条 市長又は市長の委任を受けた職員は、督促状の指定期限までに税外諸収入金を完納しない者があるときは、督促状の指定期限の翌日から完納又は財産差押えの日までの日数に応じ、滞納金に年 1 4 . 6 パーセント（当該指定期限の翌日から起算して 1 箇月を経過する日までの日数については、年 7 . 3 パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を~~督促手数料及び~~滞納金と同時に徴収しなければならない。

2 前項に規定する延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、延滞金の額の計算方法等については、常総市税条例（昭和 3 3 年水海道市条例第 1 3 号）の定めるところによる。

（延滞金の減免）

第 5 条 市長は、必要があると認めたときは、延滞金の減免をすることができる。

（委任）

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（石下町の編入に伴う経過措置）

- 2 石下町の編入の日前に、町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和 3 1 年石下町条例第 1 7 号。以下「編入前の条例」という。）の規定に基づき発した督促状に係る税外収入金の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、なお編入前の条例の例による。

中略

附則（平成 2 5 年条例第 3 0 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 4 条の規定は、延滞金のうち平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年度以前の会計年度に属する市の歳入に係る督促手数料は、第 1 条の規定による改正後の常総市税条例、第 2 条の規定による改正後の常総市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例、第 3 条の規定による改正後の常総市介護保険条例及び第 4 条の規定による改正後の常総市後期高齢者医療に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○常総市介護保険条例

平成 1 2 年 3 月 2 7 日

条例第 1 4 号

目次 略

第 1 章 市が行う介護保険

第 1 条 常総市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 章 介護認定審査会

第 2 条—第 1 1 条 略

（保険料額の通知）

第 1 2 条 保険料額が定まったときは、市長は、納付通知書により、速やかにこれを第 1 号被保険者又は連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

2 前項の納付通知書の様式は、市長が別に定める。

~~—(保険料の督促手数料)—~~

~~第 1 3 条 市長は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通につき 1 0 0 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。~~

第 1 3 条 削除

第 1 4 条—第 2 4 条 略

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

第 2 条—第 1 2 条 略

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第 1 3 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 7 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア及び第 1 1 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に

規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 中略

附 則（令和4年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第12条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度以前の会計年度に属する市の歳入に係る督促手数料は、第1条の規定による改正後の常総市税条例、第2条の規定による改正後の常総市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例、第3条の規定による改正後の常総市介護保険条例及び第4条の規定による改正後の常総市後期高齢者医療に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



○常総市後期高齢者医療に関する条例

平成 2 0 年 3 月 2 8 日  
条例第 8 号

目次 略

第 1 章 常総市が行う後期高齢者医療の事務  
(常総市が行う後期高齢者医療の事務)

第 1 条 常総市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 2 2 号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 条—第 4 条 略

~~—(保険料の督促手数料)—~~

~~第 5 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について、1 0 0 円とする。~~

第 5 条 削除

(延滞金)

第 6 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年 1 4 . 6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7 . 3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に 1 0 0 円未満の端数が生じるときにあつては当該端数を、延滞金額が 1 , 0 0 0 円未満であるときにあつてはその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。

3 前 2 項に定めるもののほか保険料の延滞金額の計算等については、常総市税条例（昭和 3 3 年水海道市条例第 1 3 号）の定めるところによる。

第 3 章 補則

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第 8 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第 1 3 7 条第 2 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこ

れに従わず，又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず，若しくは虚偽の答弁をしたときは，100,000円以下の過料を科する。

第9条 常総市は，偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（常総市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し，その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第10条 前2条の過料の額は，情状により，市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は，その発する日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

この条例は，平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第12号）

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第20号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度以前の会計年度に属する市の歳入に係る督促手数料は，第1条の規定による改正後の常総市税条例，第2条の規定による改正後の常総市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例，第3条の規定による改正後の常総市介護保険条例及び第4条の規定による改正後の常総市後期高齢者医療に関する条例の規定にかかわらず，なお従前の例による。

◎議案第 118 号 常総市印鑑条例の一部を改正する条例について

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、新たにスマートフォンを利用する方法によってコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による各種証明書の交付が可能となったことから、印鑑条例で定める印鑑登録証明書の交付申請に係る規定の整備を行うものです。

従来、多機能端末機による各種証明書の交付は、利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カードを利用した交付申請によることとされておりましたが、今回の法改正に伴い、利用者証明用電子証明書が個人番号カードだけでなく一部のスマートフォンに記録することができることとなりました。

これにより利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンを利用した多機能端末機による各種証明書の交付が可能となったことから、印鑑条例で定める多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請の方法について、今後の技術革新に機動的に対応できるようにするため市規則で定める方法による旨の規定の整備を行い、具体的な方法については印鑑条例施行規則で定めようとするものです。

なお、この条例の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日といたします。

○常総市印鑑条例

昭和 5 7 年 3 月 2 5 日  
条例第 1 号

水海道市印鑑条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 1 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条—第 1 1 条 略

（印鑑登録証明書の交付申請）

第 1 2 条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、第 3 条第 2 項中「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と、「委任の旨を証する書面を添えて、代理人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第 1 3 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、~~自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、~~市規則で定める方法により多機能端末機（地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成 2 5 年法律第 2 9 号）第 1 条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。）と契約した民間事業者が設置する端末機であって、本市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。）により印鑑登録証明書のを利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。~~この場合において、印鑑登録証明書の交付に関し必要な手続は、市規則で定める。~~

（印鑑登録証明書）

第 1 4 条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（磁気ディスクをもって印鑑登録原票が調製されている場合にあっては、当該磁気ディスクに記録された印影を用紙に出力したものを含む。）に

ついて証明するものとする。この場合において、印鑑登録証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏，外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては，氏名及び当該通称）
- (2) 出生の年月日
- (3) 住所
- (4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては，当該氏名の片仮名表記

第 15 条—第 17 条 略

（委任）

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は，市規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は，昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

中略

附 則（令和 2 年条例第 4 号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 15 号）

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 号）

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## ◎議案第 1 1 9 号 常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

この条例は、介護保険制度における令和6年度から令和8年度までの3年間の第1号被保険者に係る保険料の額を定める等の改正を行うものです。

65歳以上の被保険者である第1号被保険者の保険料に関しましては、介護保険法において、介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等の要件に照らし、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならぬとされております。

このようなことから、過去3年間の保険給付費の実績、令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を踏まえ、介護保険サービスの被保険者数、利用者数、利用状況、費用額及び給付額等を厚生労働省の「見える化」システムを用いて推計した上で、常総市介護保険運営協議会及び常総市老人福祉計画等検討委員会において審議していただき、第9期介護保険事業計画を策定しております。

その結果、第9期計画の3箇年で第8期計画より10億6千5百69万円を増額することが見込まれましたことから、保険料の見直しを行うこととするものです。

現行の基準月額となる5千5百円（年額6万6千円）は、次ページの表のとおり第7期計画当初である平成30年4月から第8期計画最終月の令和6年3月までの6年間で据え置いておりましたが、第9期計画期間におきましては、次の表のとおり高齢化に伴う後期高齢者数、認定者数、歳出等の増加により、保険料を引き上げざるを得ないこととなりました。

年度	高齢者数		認定者数		高齢化率	歳出	
		後期高齢者		後期高齢者認定率			給付費及び事業費
平成28年	17,412	8,268	2,776	28.8%	27.1%	47億円	45億円
令和元年	18,164	8,743	2,876	28.7%	28.8%	51億円	49億円
令和4年	18,709	9,229	2,865	27.0%	30.2%	53億円	50億円
令和7年	18,559	10,334	3,076	25.9%	30.8%		

保険料の引上げに当たりましては、できる限り負担を抑えるために、介護給付費準備基金を取り崩した上で、基準月額 5 千 9 百円（年額 7 万 8 百円）として月額 4 百円（年額 4 千 8 百円）の増額とするものです。

また基準額の引上げと合わせ、所得段階の見直しにより 1 2 段階から 1 4 段階に変更することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ります。現行との月額と比較では、最も低い第 1 段階の方は同額となり、最も高い第 1 4 段階の方は 2 千 2 百 5 0 円の増額となります。

**【参考 介護保険料に係る基準月額等の推移】**

計画	対象期間	基準月額	年額
第 6 期	平成 27 年度から平成 29 年度まで	5, 100 円	61, 200 円
第 7 期	平成 30 年度から令和 2 年度まで	5, 500 円	66, 000 円
第 8 期	令和 3 年度から令和 5 年度まで	5, 500 円	66, 000 円
第 9 期	令和 6 年度から令和 8 年度まで	5, 900 円	70, 800 円

第1号被保険者の介護保険料に係る基準所得金額の見直し(令和6年度から令和8年度)

所得段階 別区分	変更前			変更後			
	8期保険料			9期保険料			
	負担割合	介護保険料 (年額)	介護保険料 (月額)	負担割合	介護保険料 (年額)	介護保険料 (月額)	
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、孝齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金 収入が80万円以下の人	基準額× 0.5	20,400円	2,800円 軽減後 1,700円	基準額× 0.455	20,400円	2,700円 軽減後 1,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金 収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額× 0.7	31,200円	3,900円 軽減後 2,600円	基準額× 0.685	34,800円	4,050円 軽減後 2,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金 収入額が120万円を超える人	基準額× 0.7	44,400円	3,900円 軽減後 3,700円	基準額× 0.69	48,600円	4,075円 軽減後 4,050円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税 で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.9	60,000円	5,000円	基準額× 0.9	64,200円	5,350円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税 で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	基準額× 1.0	66,000円	5,500円	基準額× 1.0	70,800円	5,900円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の 人	基準額× 1.2	79,200円	6,600円	基準額× 1.2	85,200円	7,100円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上21 0万円未満の人	基準額× 1.3	86,400円	7,200円	基準額× 1.3	92,400円	7,700円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上32 0万円未満の人	基準額× 1.5	98,400円	8,200円	基準額× 1.5	106,200円	8,850円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上40 0万円未満の人	基準額× 1.7	111,600円	9,300円	基準額× 1.7	120,600円	10,050円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上60 0万円未満の人	基準額× 2.0	132,000円	11,000円	基準額× 1.9	135,000円	11,250円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上80 0万円未満の人	基準額× 2.25	147,600円	12,300円	基準額× 2.1	148,800円	12,400円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の 人	基準額× 2.5	164,400円	13,700円	基準額× 2.3	163,200円	13,600円
第13段階					基準額× 2.5	177,000円	14,750円
第14段階					基準額× 2.7	191,400円	15,950円



## ○常総市介護保険条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 14 号

## 目次 略

## 第 1 章 市が行う介護保険

第 1 条 常総市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

## 第 2 章 介護認定審査会

第 2 条—第 5 条 略

## 第 4 章 保険料

(保険料の賦課及び徴収)

第 6 条 市長は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）

第 9 条第 1 号に規定する介護保険の第 1 号被保険者に対し、法第 129 条の規定に基づく保険料（以下「保険料」という。）を賦課し、徴収する。

(保険料率)

第 7 条 ~~令和 3 年度から令和 5 年度~~令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第

39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 ~~33,600 円~~32,400 円

(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 ~~46,800 円~~48,600 円

(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 ~~46,800 円~~48,900 円

(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 ~~60,000 円~~64,200 円

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 ~~66,000 円~~70,800 円

(6) 次のいずれかに該当する者 ~~79,200 円~~85,200 円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合にあつては当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合にあつては零とする。附則第 12 条第 1 項第 2 号を除き、以下同じ。）が 1

- 20万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ ~~若しくは第11号イ~~、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 ~~86,400円~~92,400円
- ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ ~~若しくは第11号イ~~、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 ~~98,400円~~106,200円
- ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ ~~若しくは第11号イ~~、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 ~~111,600円~~120,600円
- ア 合計所得金額が320万円以上~~400万円~~420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ ~~若しくは第11号イ~~、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 ~~132,000円~~135,000円
- ア 合計所得金額が~~400万円以上~~600万円420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に

よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 ~~147, 600円~~ 148, 800円

ア 合計所得金額が~~600万円以上800万円~~ 520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第 13 号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 163, 200円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 177, 000円

ア 合計所得金額が720万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

~~(12)~~ (14) 前各号のいずれにも該当しない者 ~~164, 400円~~ 191, 400円

2 令第 39 条第 5 項の規定による第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の令和 3 年度から令和 5 年度令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20, 400円とする。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に該当する者の令和 3 年度から令和 5 年度令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において前項中、前項中「20, 400円」とあるのは「~~31, 200円~~ 34, 800円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に該当する者の~~令和3年度から令和5年度~~令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において~~第2項中、第2項中「20, 400円」とあるのは「44, 400円」~~48, 600円と読み替えるものとする。

#### 第8条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第9条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ~~又は第9号ロ~~, 第9号ロ, 第10号ロ, 第11号ロ, 第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から~~第9号まで~~第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料額の合算額とする。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 第10条—第24条 略

##### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第2条—第12条 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保

険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア，第7号ア，第8号ア，第9号ア，第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは，「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については，同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には零とする。）によるものとし，租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は，令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和2年」とあるのは，「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定は，令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和2年」とあるのは，「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 中略

附 則（令和4年条例第16号）

この条例は，公布の日から施行し，改正後の附則第12条第1項の規定は，令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和5年度以前の会計年度に属する市の歳入に係る督促手数料は，第1条の規定による改正後の常総市税条例，第2条の規定による改正後の常総市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例，第3条の規定による改正後の常総市介護保険条例及び第4条の規定による改正後の常総市後期高齢者医療に関する条例の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の常総市介護保険条例の規定は，令和6年度以降の年度分の保険料から適用し，令和5年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

◎議案第 120号 常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準については厚生労働省令で定められており、これらの厚生労働省令で定める基準を参考として市の条例で定める基準が実際に事業者に適用される基準となることとされております。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準について、参考とする厚生労働省令が改正されたことに伴い、次の4本の条例について、所要の改正を行うものです。

- (1) 常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 常総市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 常総市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 常総市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

これらの条例の改正については、以下の基本的視点を基に各サービスの類型ごとに多数の項目を改めることとなり、その改正趣旨は厚生労働省令のそれと同様のものとなることから、改正内容については、その項目を簡潔にご説明させていただきたくとし、詳細な改正の内容については71ページ以降をご確認ください。

まず、全てのサービスに共通する改正の基本的視点については、次の表のとおりとなります。

1 基本的視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進</li> <li>(2) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進</li> <li>(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり</li> <li>(4) 制度の安定性・持続可能性の確保</li> </ul>
---------	--

次に、個別の条例ごとの改正項目について、順に説明いたします。

## ○指定居宅介護支援等基準

まず、第1条関係といたしまして、在宅の要介護者が介護保険法上の各種サービスについて、自らが必要とするサービスを適切に利用できるようなケアプランの作成等の支援を行う居宅介護支援事業者に係る基準を定める「常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を改正するもので、その改正項目は、次の表の左欄のサービスの類型に応じて右欄の改正項目欄に記載したとおりとなります。

サービスの類型	改正項目
2 居宅介護支援	(1) 質の高い公正中立なケアマネジメント (2) 高齢者虐待防止の推進

## ○指定地域密着型サービス基準

次に、第2条関係といたしまして、要介護者が住み慣れた地域で生活できるよう支援するデイサービス、グループホーム等を運営する地域密着型サービス事業者に係る基準を定める「常総市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を改正するもので、その改正項目は、同様に次の表のとおりとなります。

サービスの類型	改正項目
3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(1) 高齢者虐待防止の推進
4 夜間対応型訪問介護	
5 地域密着型通所介護	
6 認知症対応型通所介護	
7 小規模多機能型居宅介護	(1) 高齢者虐待防止の推進 (2) 管理者配置基準の見直し
8 認知症対応型共同生活介護	(1) 医療と介護の連携の推進 (2) 感染症や災害への対応力向上
9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
10 地域密着型特定施設入居者生活介護	(1) 医療と介護の連携の推進 (2) 感染症や災害への対応力向上 (3) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

11 看護小規模多機能型居宅介護	(1) 管理者配置基準の見直し
全サービス	(1) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化 (2) 「書面掲示」規制の見直し

### ○指定介護予防支援等基準

次に、第3条関係といたしまして、要支援者が介護予防サービスについて、自らが必要とするサービスを適切に利用できるよう介護予防プランの作成等の支援を行う介護予防支援事業者に係る基準を定める「常総市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を改正するもので、次の表がその改正項目となります。

サービスの類型	改正項目
12 介護予防支援	(1) 質の高い公正中立なケアマネジメント (2) 高齢者虐待防止の推進 (3) 効率的なサービス提供の推進

### ○指定地域密着型介護予防サービス基準

最後となりますが、第4条関係といたしまして、要支援者が要介護状態になることを予防するとともに、住み慣れた地域で生活できるよう支援するデイサービス、グループホーム等を運営する地域密着型介護予防サービス事業者に係る基準を定める「常総市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を改正するもので、同様に次の表のとおりとなります。

サービスの類型	改正項目
13 介護予防認知症対応型通所介護	(1) 高齢者虐待防止の推進
14 介護予防小規模多機能型居宅介護	(1) 高齢者虐待防止の推進 (2) 管理者配置基準の見直し
15 介護予防認知症対応型共同生活介護	(1) 医療と介護の連携の推進 (2) 感染症や災害への対応力向上
16 介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護	(1) 医療と介護の連携の推進 (2) 感染症や災害への対応力向上 (3) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり



全サービス	(1) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化 (2) 「書面掲示」規制の見直し
-------	--

## 主な改正の内容

### 1 改正の基本的視点

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### ア 医療と介護の連携の推進（協力医療機関との連携体制の構築）

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために以下の見直しを行うものです。

(ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとします。

- a 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- b 診療の求めのあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

(イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関との名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととします。

(ウ) 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとします。

##### イ 質の高い公正中立なケアマネジメント（他のサービス事業所との連携によるモニタリング）

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行います。

(ア) 利用者の同意を得ること。

- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - a 利用者の状態が安定していること。
  - b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む。）
  - c テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- (ウ) 少なくとも2箇月に1回（介護予防支援の場合は6箇月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。
- ウ 感染症や災害への対応力向上（新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携）

入所者又は入居者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとするものです。また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けるものです。
- エ 高齢者虐待防止の推進（身体的拘束等の適正化の推進）

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこととし、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録することを義務付けるものです。
- (2) 自立支援・重度化防止に係る取組の推進（ユニットケア施設管理者研修の努力義務化）

ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととするものです。
- (3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい環境づくり
  - ア 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるものです。その際、3

年間の経過措置期間が設けられております。

イ 効率的なサービス提供の推進（管理者の責務及び兼務範囲の明確化）

全てのサービスにおいて、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明記した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化されました。

ウ 介護職員の処遇改善

(4) 制度の安定性・持続可能性の確保

ア 評価の適正化・重点化

イ 報酬の整理・簡素化

(5) その他

「書面掲示」規制の見直しとして、全てのサービスにおいて、運営基準上、事業所の運営規定の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公開システム上）に掲載・公表しなければならないこととなります。

2 居宅介護支援（指定居宅介護支援等基準）

(1) 質の高い公正中立なケアマネジメント 1-(1)イに同じ。

(2) 高齢者虐待防止の推進 1-(1)エに同じ。

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準）

4 夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準）

5 地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準）

6 認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準）

13 介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準）

(1) 高齢者虐待防止の推進 1-(1)エに同じ。

7 小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準）

14 介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準）

(1) 高齢者虐待防止の推進 1-(1)エに同じ。

上記に加え、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付けるものです。

(2) 管理者配置基準の見直し 1-(3)イに同じ。

上記に加え、小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従業者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととするものです。

8 認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準）

15 介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準）

(1) 医療と介護の連携の推進 1-(1)アに同じ。

(2) 感染症や災害への対応力向上 1-(1)ウに同じ。

9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準）

(1) 医療と介護の連携の推進 1-(1)アに同じ。

(2) 感染症や災害への対応力向上 1-(1)ウに同じ。

(3) 自立支援・重度化防止に係る取組の推進 1-(2)に同じ。

10 地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準）

16 介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準）

(1) 医療と介護の連携の推進

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行うものです。

ア 以下の要件を満たす医療機関（ウについては病院に限る。）を定める

ことを義務付ける（複数の医療機関を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期間を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討するものです。

- (ア) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (イ) 診療の求めのあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
  - (ウ) 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関との名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとなります。

(2) 感染症や災害への対応力向上 1-(1)ウに同じ。

(3) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり 1-(3)アに同じ。

上記に加え、生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化として、見守り機器等の複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設については、看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3人又はその端数を増すごとに0.9人以上であることとするものです。

## 1.1 看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準）

(1) 管理者配置基準の見直し 1-(3)イに同じ。

上記に加え、看護小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従業者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととするものです。

12 介護予防支援（指定介護予防支援等基準）

(1) 質の高い公正中立なケアマネジメント 1-(1)イに同じ。

上記に加え，令和6年4月から居宅介護支援事業者も市からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから，次の見直しを行うこととするものです。

ア 市町村に対し，介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。

イ 次のとおり運営基準の見直しを行う。

(ア) 居宅介護支援事業者が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう，居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については，介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。

(イ) 管理者を主任介護支援専門員とするとともに，管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって，その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。

ウ 居宅介護支援と同様に，特別地域加算，中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

(2) 高齢者虐待防止の推進 1-(1)エに同じ。

(3) 効率的なサービス提供の推進 1-(3)イに同じ。

## ◎議案第 1 2 1 号 常総市出産祝金支給条例を廃止する条例について

常総市出産祝金支給条例は、新生児が産まれた家庭に出産祝金を支給することにより、次代を担う児童の誕生を祝福するとともに、児童の健全な発育を促し、もって福祉の増進に資することを目的として平成 1 8 年に制定されたものとなっております。

現在の少子化による人口減少問題は、2030年代に入るまでが重要な分岐点として国は、少子化トレンドを反転させるべく令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」において、令和6年度からの3年間に集中的に取り組む「こども・子育て支援加速化プラン」を策定し、児童手当の拡充、出産・子育て応援交付金の継続実施などの「子育てに係る経済的支援の強化」、妊娠期から出産・子育てまでの多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援の制度化などの「こども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」などを柱として、具体的な子育て支援施策を示しております。

これを受け、本市といたしましても来年度からの少子化対策、子育て支援施策等について事業の見直しを行った結果、住民福祉の増進のための出産祝金支給事業を終了することとし、事業実施の根拠となる条例につきまして今年度末をもって廃止しようとするものです。

なお、出産時における市民の経済的負担の軽減に係る支援として、従前のお産祝金事業における支給額を拡充する内容で新たな補助金制度を創設することといたします。

今後は、新生児が産まれた家庭に補助金を支給することにより、出産をためらう子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、本市の未来をつないでいく新たな命の誕生を祝福し、市内転入のきっかけにつなげたいと考えております。

## (参考) 現行の制度と新制度との比較

	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
現行の支給額	5,000 円	10,000 円	20,000 円
新制度での支給額	<u>30,000 円</u>	<u>50,000 円</u>	<u>100,000 円</u>

○常総市出産祝金支給条例

平成 1 8 年 1 0 月 1 日  
条例第 3 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、新生児が産まれた家庭に出産祝金を支給することにより、次代を担う児童の誕生を祝福するとともに、児童の健全な発育を促し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(支給要件)

第 2 条 出産祝金は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録された後、引き続き 6 箇月以上本市に住所を有する者であつて、新生児を出産したもの又はその配偶者に支給する。ただし、外国人住民にあつては、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）に定める特別永住者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、出産祝金を支給しない。

(1) 新生児を出産した者又はその配偶者が市税、国民健康保険税その他市の使用料等を滞納している場合

(2) 出産祝金の支給申請の際、新生児が市外に転出し、又は死亡している場合

(出産祝金の額)

第 3 条 出産祝金の額は、次に定めるところによる。

(1) 第 1 子 5, 0 0 0 円

(2) 第 2 子 1 0, 0 0 0 円

(3) 第 3 子以降 1 人につき 2 0, 0 0 0 円

(支給申請)

第 4 条 出産祝金の支給を受けようとする者は、出産の日の翌日から起算して 9 0 日以内に市長に申請しなければならない。

(支給の決定等)

第 5 条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに申請の内容を調査し、出産祝金の支給の適否を決定するものとする。



(出産祝金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段によって出産祝金の支給を受けた者があるときは、既に支給した出産祝金相当額を返還させることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第7条 出産祝金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年1月1日以後の出産について適用する。

(特例措置)

2 平成18年1月1日からこの条例の公布の日前までの間の出産に係る第2条第1項及び第4条の規定の適用については、同項中「本市」とあるのは「本市(編入前の石下町を含む。)」と、同条中「出産の日」とあるのは「この条例の公布の日」とする。

附 則 (平成24年条例第13号) 抄

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

◎議案第 1 2 2 号 常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、茨城県の補助制度の改正に伴い、重度心身障害者等に係る医療福祉費いわゆる「マル福」の助成対象を拡充する改正を行うものです。

これまでは、身体障害者手帳 1 級所持者、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者等の重度の心身障害者等をマル福の助成対象としておりましたが、県の制度改正により令和 6 年度から障害者手帳の重複所持者について対象者の拡充が図られることから、本市においても条例を改正し、同様の拡充を図ることといたします。

また、重度心身障害者等であって 6 5 歳以上 7 5 歳未満の方がマル福の助成対象となるためには、障害認定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者となる必要がございましたが、今回の拡充により新たに助成対象となる障害者手帳の重複所持者の一部は、制度上、障害認定を受けられないことから、この場合に限って、障害認定を受けることなくマル福の助成対象として取り扱う旨の規定の整備を行います。

【追加となる対象者】

- (1) 精神 2 級 + 身体 3・4 級又は療育 B の手帳重複所持者
- (2) 身体 4 級 + 療育 B の手帳重複所持者

【要件が重複することにより助成対象となる重度心身障害者等】

		身体		知的	精神
		3 級	4 級	B	2 級
身体障害者手帳 (身体)	3 級		—	○	◎
	4 級	—		◎	◎
療育手帳 (知的)	B	○	◎		◎
精神障害者保健福祉手帳 (精神)	2 級	◎	◎	◎	

◎：今回の改正により新たに助成対象となる者

○：既に助成対象となっている者

○常総市医療福祉費支給に関する条例

昭和 5 1 年 1 2 月 2 7 日

条例第 3 0 号

水海道市医療福祉費支給に関する条例（昭和 4 8 年水海道市条例第 1 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もって市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊産婦 母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 5 条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者（第 3 号から第 5 号までに掲げる者を除く。）をいう。

(2) 小児 出生の日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者（次号から第 5 号までに掲げる者を除く。）をいう。

(3) 母子家庭の母子 次に掲げる者（出生の日から 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者又は第 5 号に掲げる者を除く。）をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項に定める配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）で次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する児童を現に監護している者及びその児童

(ア) 1 8 歳未満の児童（1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者を含む。）

(イ) 2 0 歳未満の児童（2 0 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者を含む。以下同じ。）で児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号）別表第 1 に定める障害の状態にある者

(ウ) 2 0 歳未満の児童で別表に定める学校に在学している者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条に定める父母のない児童のうちアの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する児童

ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届

出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしたことのない女子

(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者（出生の日から 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者又は次号に掲げる者を除く。）をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に定める配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で前号アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する児童を現に監護している者及びその児童

イ 前号イに掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない男子

(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者 ~~（6 5 歳以上 7 5 歳未満の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 5 0 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。）~~ をいう。 ただし、6 5 歳以上 7 5 歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 5 0 条第 2 号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。

ア 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号（以下「省令別表」という。）の 1 級又は 2 級に該当するもの

イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の 3 級に該当し、かつ、障害名が心臓、腎臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされるもの

ウ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 2 条第 1 項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 2 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）において、知能指数が 3 5 以下と判定された者

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の 3 級 又は 4 級 に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が 5 0 以下と判定されたもの

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 5 0 年政令第 2 0

- 7号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。)別表第3に規定する1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となっている児童
- カ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に規定する1級に該当する障害年金等の受給権者
- キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者福祉手帳精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級に該当するもの
- ク 手帳の交付を受けた者でその障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でその精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級に該当するもの
- ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級に該当するもの

第3条—第8条 略

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水海道市医療福祉費支給に関する条例(以下「旧条例」という。)により医療福祉費の支給の対象者となっている者で、旧条例第2条第1号に規定するものについては、その者が1歳に達するまで、旧条例第2条第2号から第4号までに規定するものについては、昭和52年6月30日までの間は、この条例による改正後の水海道市医療福祉費支給に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水海道市母子家庭医療福祉費支給に関する条例の廃止)

- 3 水海道市母子家庭医療福祉費支給に関する条例(昭和50年水海道市条例第

1 4号) は、廃止する。ただし、新条例の施行日前に受けた医療に係る母子家庭医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 4 石下町の編入の前日、石下町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年石下町条例第46号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則(平成31年条例第7号)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則(令和6年条例第 号)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

別表 略

◎議案第 1 2 3 号 常総市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例  
について

本案は、昨年 6 月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、同年 1 2 月に施行されたことに伴う規定の整備その他所要の改正を行うものです。

この法改正は、空家等の所有者等の責務を強化するとともに、空家等の「活用拡大」、空家等の「管理の確保」及び「特定空家の除却等」を 3 本柱として、空き家対策の総合的な強化が図られたところです。

この中で、適切な管理が行われていない空家等であって、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態の空家等を市長が「管理不全空家等」として認定できること、及び管理不全空家等が特定空家等にならないよう必要な措置をとるよう指導できる旨の規定が設けられました。

これらを受け、空家等の所有者の責務として本市が実施する空き家対策への協力を努力義務化するとともに、管理不全空家等の認定にあっては特定空家等と同様に、常総市空家等対策協議会に諮り、その判定を受けることとするなど、空家等対策協議会の協議事項に管理不全空家等に関する事項を加えるほか、法改正に伴う規定の整備を行うものです。

○常総市空家等対策の推進に関する条例

平成 2 9 年 3 月 1 7 日

条例第 7 号

常総市空き家等の適正管理に関する条例（平成 2 5 年常総市条例第 3 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）に基づき、特定空家等に関する対策等を定め、及び実施することにより、地域の良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、法第 4 条第 1 項に定めるもののほか、空家等の適切な管理のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

（所有者等の責務）

~~第 3 条~~ 第 4 条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が管理不全空家等 又は特定空家等にならないように、自らの責任において適切にこれを管理しなければならない。

2 所有者等は、前条の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めなければならない。

~~（市の責務）~~

~~第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、法第 4 条に定めるもののほか、空家等の適切な管理のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。~~

（市民の協力）

第 5 条 市民は、前条第 3 条の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、特定空家等適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。

（協議会の設置）

第 6 条 法第 7 条第 1 項第 8 条第 1 項の規定により常総市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。



2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更並びにその実施に関すること。
- (2) 特定空家等管理不全空家等又は特定空家等に係る判定に関すること。
- (3) 特定空家等管理不全空家等又は特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空家等の適切な管理の推進に関すること。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係する行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立入調査の公告)

第8条 市長は、法第9条第2項の規定による立入調査を行おうとする場合において、同条第1項の規定による調査の実施にかかわらず、空家等の所有者等を把握することができないときは、同条第3項の規定による通知に代えて、立入調査を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

(危険回避措置)

第9条 市長は、法第1-4条第1項第2-2条第1項から第3項までの規定による助言、指導、勧告又は命令を行った特定空家等について、その倒壊、建築資材の飛散等によって市民に危険が生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定空家等の所有者等の同意を得て、緊急に当該危険を回避するために必要な最低限の措置を行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、当該措置に係る特定空家等の所有者等の負担とする。

(警察等との連携)

第10条 市長は、特定空家等による危険を回避するため必要があると認めるときは、当該特定空家等が所在する地域を管轄する警察、消防その他の関係機関に対し、法第9条第2項の規定による立入調査の内容又は法第1-4条第1項第2-2条第1項から第3項までの規定による助言、指導、勧告若しくは命令の内

容を提供し、必要な協力を求めることができる。

(命令に係る公示)

第 1 1 条 ~~法第 1 4 条第 1 1 項~~第 2 2 条第 1 3 項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 命令された者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 命令に係る特定空家等の所在地
- (3) 命令の内容

(委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。  
(常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年水海道市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（令和 6 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 1 2 4 号 常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

本案は、昨年 5 月に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の規定による水道法の一部改正に伴い、水道事業給水条例において同法の用語を引用している部分について、所要の改正を行うものです。

この法改正により水道整備・管理行政の機能強化を図ることを目的として、これまで厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政について、令和 6 年度からは社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力や知見を有する国土交通省に移管されることとなりました。

これを受け、水道法の規定を引用して「厚生労働省令で定める」と規定している部分について、「国土交通省令で定める」と改めるものとなります。

○常総市水道事業給水条例

平成 1 0 年 3 月 2 3 日

条例第 7 号

水海道市水道事業給水条例（昭和 3 9 年水海道市条例第 2 1 号）の全部を改正する。

目次 略

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、常総市が設置する水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

中略

（給水装置の新設等の申込み）

第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）[第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令](#)で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）に、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

中略

（給水装置の基準違反に対する措置）

第 3 2 条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、[法第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令](#)で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に

適合していることを確認したときは、この限りでない。

中略

(過料)

第 4 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第 1 6 条第 2 項のメーターの設置、第 2 4 条の使用水量の計量、第 3 1 条の検査又は第 3 3 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 2 0 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第 2 3 条の料金又は第 2 9 条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第 4 2 条 市長は、詐欺、その他不正の行為によって、第 2 3 条の料金又は第 2 9 条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の際、改正前の水海道市水道事業給水条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの条例による改正後の水海道市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の相当規定によってなされたものとみなす。

2 新条例第 2 9 条第 1 号及び第 2 号の規定は、施行日以後になされた第 5 条第 1 号の規定による申込みに係る給水装置工事について適用する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

第 3 条 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町水道事業給水条例（平成 1 5 年石下町条例第 5 号。以下「石下町条例」という。）の規定

によりなされた処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 2 平成18年1月に限り，石下水道事業に係る第26条の適用については，石下町条例第26条第1項及び第2項の例による。
- 3 編入日前に編入前の石下町の区域においてなされた行為に対する罰則の適用については，石下町条例の例による。

中略

附 則（令和2年条例第9号）

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第 号）

この条例は，令和6年4月1日から施行する。